

| 条 例 | 規 則 |
|--|---|
| <p>第六章 化学物質の適正な管理</p> <p>第八十一条の二十二 この章において「化学物質」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。</p> <p>2 この章において「第一種管理化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号。以下この章において「化学物質排出把握管理促進法」という。）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質及び次の各号のいずれかに該当する化学物質（第一号又は第二号に該当する化学物質にあつては、発がん性若しくは変異原性を有するもの、自然的作用による化学的变化を生じにくいもの又は生物の体内に蓄積されやすいものに限る。）で規則で定めるものをいう。</p> <p>一 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>二 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。</p> <p>三 当該化学物質が浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となるものであること。</p> <p>3 この章において「第二種管理化学物質」とは、化学物質排出把握管理促進法第二条第三項に規定する第二種指定化学物質及び前項第一号若しくは第二号に該当する化学物質（発がん性若しくは変異原性を有するもの、自然的作用による化学的变化を生じにくいもの又は生物の体内に蓄積されやすいものを除く。）又は生活環境への影響を生じおそれのある化学物質で規則で定めるものをいう。</p> <p>4 この章において「第一種管理化学物質取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、規則で定める業種に属する事業を営むものであつて当該事業者による第一種管理化学物質の取扱量等を勘案して規則で定める要件に該当するものをいう。</p> | <p>第五章 化学物質の適正な管理</p> <p>（第一種管理化学物質）</p> <p>第五十条の五 条例第八十一条の二十二第二項の規則で定める化学物質は、別表第十八の十に掲げる化学物質とする。</p> <p>（第二種管理化学物質）</p> <p>第五十条の六 条例第八十一条の二十二第三項の規則で定める化学物質は、別表第十八の十一に掲げる化学物質とする。</p> <p>（第一種管理化学物質取扱事業者の業種）</p> <p>第五十条の七 条例第八十一条の二十二第四項の規則で定める業種は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号。以下この章において「化学物質排出把握管理促進法施行令」という。）第三条各号に掲げる業種とする。</p> <p>（第一種管理化学物質取扱事業者の要件）</p> <p>第五十条の八 条例第八十一条の二十二第四項各号列記以外の部分の規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種管理化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（条例第八十一条の二十二第四項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であつて、化学物質排</p> |

| 条 例 | 規 則 |
|--|---|
| <p>5 この章及び第一百五条第一項において「管理化学物質取扱事業者」とは、前項各号のいずれかに該当する事業者及び第二種管理化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種管理化学物質又は第二種管理化学物質を含有する製品であつて規則で定める要件に該当するもの(以下「第二種管理化学物質等」という。)を使用する者その他業として第二種管理化学物質等を取り扱う者をいう。</p> | <p>出把握管理促進法施行令第四条第一号イに規定する特定第一種指定化学物質(以下「特定第一種指定化学物質」という。)以外のもののいずれかの質量(その第一種管理化学物質が化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第一号イ(二)から(五)までに掲げるものであるときは、当該第一種管理化学物質が含有するそれぞれ同号イ(二)から(五)までに定める物質の質量。以下「第一種管理化学物質量」という。)が一トン以上である事業所を有していること。</p> <p>ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種管理化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。)であつて、特定第一種指定化学物質であるもののいずれかの質量(その第一種管理化学物質が化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第一号ロ(二)から(五)までに掲げるものであるときは、当該第一種管理化学物質が含有するそれぞれ同号ロ(二)から(五)までに定める物質の質量。以下「特定第一種指定化学物質量」という。)が〇・五トン以上である事業所を有していること。</p> <p>二 常時使用する従業員の数が二十人以上であること。</p> <p>(第一種管理化学物質を含有する製品の要件)</p> <p>第五十条の九 条例第八十一条の二十二第四項第一号の規則で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種管理化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 二 第一種管理化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品 四 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。) <p>(第二種管理化学物質を含有する製品の要件)</p> <p>第五十条の十 条例第八十一条の二十二第五項の規則で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種管理化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 二 第二種管理化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品 四 再生資源 |

| 条 例 | 規 則 |
|---|--|
| <p>(化学物質適正管理指針) 第八十一条の二十三 知事は、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、管理化学物質取扱事業者が講ずべき第一種管理化学物質等及び第二種管理化学物質等(以下「管理化学物質等」という。)の適正な管理に係る措置に関する指針(以下この章において「化学物質適正管理指針」という。)を定め、公表するものとする。</p> <p>2 化学物質適正管理指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 管理化学物質等の管理の方法に関する事項</p> <p>二 管理化学物質等の使用の合理化に関する事項</p> <p>三 相当量の管理化学物質等の大気中若しくは公共用水域への排出又は地下浸透により、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがあり、又は動植物の生息若しくは生育に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるため、緊急に対処を要する事態(以下この章において「緊急事態」という。)の発生の未然防止及び発生した緊急事態への対処に関する事項</p> <p>四 管理化学物質等の管理の状況に関する府民の理解の増進に関する事項</p> <p>3 管理化学物質取扱事業者は、第一種管理化学物質及び第二種管理化学物質(以下「管理化学物質」という。)が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質適正管理指針に留意して、管理化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する府民の理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>(化学物質管理計画書の作成及び届出) 第八十一条の二十四 管理化学物質取扱事業者は、事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、管理化学物質等を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類(以下この章において「化学物質管理計画書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 第一種管理化学物質取扱事業者で規則で定めるものは、化学物質管理計画書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> | <p>(化学物質管理計画書の届出を要する事業者等) 第五十条の十一 条例第八十一条の二十四第二項の規則で定める者は、常時使用する従業員の数が五十人以上である事業所を有する第一種管理化学物質取扱事業者とする。</p> <p>2 条例第八十一条の二十四第二項の規定による届出は、第一種管理化学物質取扱事業者に係る事業所が、化学物質管理計画書の届出を要する事業所に該当することとなった場合にあっては該当することとなった日から六月以内に、化学物質管理計画書を変更した場合にあっては変更した日から三月以内に化学物質管理計画書作成(変更)届出書(様式第二十三号の十四)を提出して行わなければならない。</p> |

| 条 例 | 規 則 |
|--|---|
| <p>(化学物質管理目標の決定等及び届出) 第八十一条の二十五 管理化学物質取扱事業者は、事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、管理化学物質の管理に関する目標(以下この章において「化学物質管理目標」という。)を定めるとともに、当該化学物質管理目標の達成状況を把握しなければならない。 2 第一種管理化学物質取扱事業者であつて前条第二項の規定により化学物質管理計画書を届け出たものは、規則で定めるところにより、毎年度、化学物質管理目標、当該化学物質管理目標の達成状況その他規則で定める事項を、知事に届け出なければならない。</p> | <p>(化学物質管理目標等の届出の方法等) 第五十条の十二 条例第八十一条の第二十五第二項の規定による届出は、毎年度九月三十日までに、化学物質管理目標決定及び達成状況届出書(様式第二十三号の十五)を提出して行わなければならない。 2 条例第八十一条の第二十五第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業所の名称及び所在地 三 化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画 四 化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容 五 前号の対策の検証の結果及び第三号の計画を変更したときは変更した事項</p> <p>(第一種管理化学物質の排出量等の算出の方法) 第五十条の十三 条例第八十一条の第二十六第一項の第一種管理化学物質の排出量に係る規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種管理化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質にあつては特定第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質以外の第一種管理化学物質にあつては第一種管理化学物質量によつて算出するものとする。 一 第一種管理化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種管理化学物質の量に基づき算出する方法 二 当該事業所における排出物(環境に排出される物質をいう。以下この条において同じ。)に含まれる第一種管理化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法 三 製造量、使用量その他の第一種管理化学物質等の取扱量に関する数値と当該第一種管理化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法 四 蒸気圧、溶解度その他の第一種管理化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種管理化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種管理化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法 五 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種管理化学物質の量を的確に算出できると認められる方法</p> <p>2 条例第八十一条の第二十六第一項の第一種管理化学物質の移動量に係る規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種管理化学物</p> |
| <p>(第一種管理化学物質の排出量等の把握及び届出) 第八十一条の二十六 第一種管理化学物質取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種管理化学物質の排出量(第一種管理化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種管理化学物質の量に基づき算出する方法その他の規則で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種管理化学物質の量として算出する量をいう。)、移動量(その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外に行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種管理化学物質の量として規則で定める方法により算出する量をいう。)及び取扱量(その事業活動に係る第一種管理化学物質の製造量、使用量その他の取扱量として規則で定めるところにより算出する量をいう。次条において同じ。)(以下「排出量等」という。)を、規則で定めるところにより、把握しなければならない。</p> | |

| |
|--------|
| 条 例 |
|--------|

| | |
|--------|---|
| 規 則 | <p>質の移動量は、特定第一種指定化学物質にあつては特定第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質以外の第一種管理化学物質にあつては第一種管理化学物質量によつて算出するものとする。</p> <p>一 第一種管理化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種管理化学物質の量に基づき算出する方法</p> <p>二 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種管理化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法</p> <p>三 製造量、使用量その他の第一種管理化学物質等の取扱量に関する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種管理化学物質の量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法</p> <p>四 溶解度その他の第一種管理化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種管理化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される廃棄物に含まれる当該第一種管理化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外に行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種管理化学物質の量を的確に算出できると認められる方法</p> <p>3 条例第八十一条の二十六第一項の第一種管理化学物質の取扱量の算出は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第一種管理化学物質の取扱量は、特定第一種指定化学物質にあつては特定第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質以外の第一種管理化学物質にあつては第一種管理化学物質量によつて算出するものとする。</p> <p>一 当該事業所において製造し、又は使用する製品に含まれる第一種管理化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法</p> <p>二 当該事業所において使用する製品に含まれる第一種管理化学物質の濃度に関して製品の供給者から提供を受けた情報に基づき算出する方法</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、事業活動に係る第一種管理化学物質の製造量、使用量その他の取扱量を的確に算出できると認められる方法</p> <p>(第一種管理化学物質の排出量等の把握) 第五十条の十四 条例第八十一条の二十六第一項の規定による第一種管理化学物質の排出量、移動量及び取扱量の把握は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。</p> <p>イ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種管理化学物質（当該年度に業として取り扱う製品（条例第八十一条の二十二第四項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含み、特定第一種指定化学物質を除く。）であつて、その第一種管理化学物質量が一定以上であるものの排出量、移動量及び取扱量</p> <p>ロ 当該事業所においてその年度に業として取り扱</p> |
|--------|---|

| 条 例 | 規 則 |
|--|--|
| <p>2 第一種管理化学物質取扱事業者は、規則で定めるところにより、第一種管理化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種管理化学物質の排出量等に関し規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、化学物質排出把握管理促進法第五条第一項の規定により把握すべき事項又は同条第二項の規定により届け出るべき事項については、把握し、又は届け出ることを要しない。</p> | <p>う 特定第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含む。）であつて、その特定第一種指定化学物質量が〇・五トン以上であるものの取扱量</p> <p>二 排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握すること。</p> <p>イ 大気への排出</p> <p>ロ 公共用水域への排出</p> <p>ハ 当該事業所における土壌への排出（二に掲げるものを除く。）</p> <p>ニ 当該事業所における埋立処分</p> <p>三 移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握すること。</p> <p>イ 下水道への移動</p> <p>ロ 当該事業所の外への移動（イに掲げるものを除く。）</p> <p>四 取扱量については、次に掲げる区分ごとの取扱量を把握すること。</p> <p>イ 当該事業所における製造（製造過程における副生成を含む。ハにおいて同じ。）</p> <p>ロ 当該事業所における使用</p> <p>ハ 製造又は使用以外の取扱い</p> <p>（第一種管理化学物質の排出量等の届出の方法等）</p> <p>第五十条の十五 条例第八十一条の二十六第二項の規定による届出は、毎年度九月三十日までに、第一種管理化学物質排出量等届出書（様式第二十三号の十六）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第八十一条の二十六第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三 事業者が常時使用する従業員の数</p> <p>四 事業所において常時使用される従業員の数</p> <p>五 事業所において行われる事業が属する業種</p> <p>六 事業所における第一種管理化学物質の用途</p> <p>七 条例第八十一条の二十六第一項の規定により排出量、移動量及び取扱量を把握した第一種管理化学物質の名称並びに当該第一種管理化学物質に係る前条第二号から第四号までに掲げる区分ごとの排出量、移動量及び取扱量</p> <p>八 前年度に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第二項の規定による届出又は条例第八十一条の二十六第二項の規定による届出をした第一種管理化学物質取扱事業者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 事業所ごとの第一種管理化学物質の排出量及び移動量の増減に関する事項</p> <p>ロ 届出をする事業所の数の変動に関する事項</p> |

| 条 例 | 規 則 |
|---|--|
| <p>(届出事項の集計及びその結果の公表)</p> <p>第八十一条の二十七 知事は、第八十一条の二十五第二項の規定により届け出られた化学物質管理目標及び前条第二項の規定により届け出られた排出量等(取扱量を除く。)に係る事項を、規則で定めるところにより集計し、その結果を公表するものとする。</p> <p>(緊急事態の発生時における措置)</p> <p>第八十一条の二十八 管理化学物質取扱事業者は、当該事業所において、施設の破損その他の事故により緊急事態が発生したときは、直ちに、引き続き当該緊急事態の除去、改善又は拡大の防止のための応急の措置を講じ、かつ、当該緊急事態の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた措置の概要その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、管理化学物質取扱事業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 知事は、第一項の緊急事態が発生した場合において、当該緊急事態の再発を防止するため必要があると認めるときは、当該管理化学物質取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(緊急事態の発生時における情報の提供)</p> <p>第八十一条の二十九 知事は、第八十一条の二十四第二項の規定による届出をした第一種管理化学物質取扱事業者の事業所において緊急事態が生じたときは、当該事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置していない市町村にあつては、市町村長)及び消防署長その他当該緊急事態の除去、改善又は拡大の防止のための活動を行う者に対し、化学物質管理計画書の情報を提供することができる。</p> <p>(管理化学物質に関する情報の提供)</p> <p>第八十一条の三十 知事は、事業者が行う化学物質の管理の適正化を促進し、化学物質に関する府民の理解を深めるため、管理化学物質の性状及び生活環境への影響並びに府の区域における環境中の濃度その他の管理化学物質に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(事業者間における情報の提供等)</p> <p>第八十一条の三十一 管理化学物質取扱事業者は、管理化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(第一種管</p> | <p>(届出事項の集計の方法)</p> <p>第五十条の十六 条例第八十一条の二十七の規定による化学物質管理目標に係る事項の集計は、管理化学物質の種類ごとに、排出量及び移動量の削減その他の管理の改善の方法ごとの目標及びその達成状況について、それぞれ次に掲げる項目ごとに行うものとする。</p> <p>一 市町村</p> <p>二 業種</p> <p>三 事業所において常時使用される従業員の数の区分</p> <p>2 条例第八十一条の二十七の規定による第一種管理化学物質の排出量等に係る事項の集計は、第一種管理化学物質の種類ごとに、それぞれ前項各号に掲げる項目ごとに行うものとする。</p> <p>(緊急事態の発生時における届出事項)</p> <p>第五十条の十七 条例第八十一条の二十八第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三 事業所において行われる事業が属する業種</p> <p>四 緊急事態の状況について次に掲げる事項</p> <p>イ 発生日時</p> <p>ロ 緊急事態の概要</p> <p>ハ 大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透した管理化学物質の種類及び量</p> <p>ニ 事業所の周辺における被害の状況</p> <p>五 応急の措置の概要</p> <p>六 緊急事態が発生した原因の概要</p> <p>七 再発防止のために講じた措置の概要</p> <p>八 条例第八十一条の二十六第二項の規定による届出を要しない事業者にあつては、当該事業所における前年度の管理化学物質の排出量、移動量及び取扱量。</p> |

| 条 例 | 規 則 |
|---|-----|
| <p>理化学物質を含有する製品にあつては、当該製品の質量に対する第一種管理化学物質の質量の割合を含む。)その他の管理化学物質の適正管理に資する情報を収集し、次に掲げる者が管理化学物質を適正に取り扱うことができるよう当該情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 管理化学物質取扱事業者から管理化学物質等の譲渡又は提供を受ける事業者 二 管理化学物質取扱事業者から管理化学物質等の保管又は運搬の委託を受ける事業者 三 管理化学物質取扱事業者から管理化学物質等に係る施設の運転、点検又は補修の委託を受ける事業者 四 管理化学物質取扱事業者から管理化学物質を含有する廃棄物の処理の委託を受ける事業者 | |
| <p>(報告及び検査)</p> <p>第二百五条 知事は、この条例(第三十九条の四、第三十九条の五、第三章第二節、第三章第三節第一款及び第五章第三節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いに係る施設の状態その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一七 (略) 八 管理化学物質取扱事業者 九 十三 (略) 二 九 (略) | |
| <p>(公表)</p> <p>第六六条</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 二 (略) 三 知事は、第八十一条の七又は第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。 四 知事は、前三項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手續を行わなければならない。 | |
| <p>(事務処理の特例)</p> <p>第六十一条</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 三 (略) 四 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づき事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、 | |

| 条 例 | 規 則 |
|--|---|
| <p>寝屋川市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河内町及び千早赤阪村の区域に係るもの（大阪市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあつては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあつては第一号に掲げる事務（第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。）を除き、寝屋川市の区域にあつては第二十二号から第二十六号まで、第二十八号及び第三十二号に掲げる事務を除く。）は、当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一 第一項各号に掲げる事務</p> <p>二 第二項第二号及び第三号に掲げる事務</p> <p>三 前項第三号から第二十八号までに掲げる事務</p> <p>四 三十一（略）</p> <p>二十二 第八十一条の二十四第二項、第八十一条の二十五第二項及び第八十一条の二十六第二項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>二十三 第八十一条の二十八第一項の規定による通報の受理及び同項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>二十四 第八十一条の二十八第二項の規定による命令に関する事務</p> <p>二十五 第八十一条の二十八第三項の規定による勧告に関する事務</p> <p>二十六 第八十一条の二十九の規定による情報の提供に関する事務</p> <p>二十七（略）</p> <p>二十八 第二百五条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務（第二十二号から第二十五号までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>二十九 三十一（略）</p> <p>三十二 第六十六条第三項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務（第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。）</p> <p>三十三（略）</p> <p>第九章 罰則</p> <p>第百十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 第六十四条第二項、第六十八条、第八十条第二項又は第八十一条の二十八第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>二（略）</p> <p>第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一八（略）</p> <p>九 第二百五条第一項（第二号を除く。）、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項（第一号を除く。）若しくは第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項（第二号を除く。）、第三項、第六項、第七項（第一号を除く。）若しくは第八項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> | <p>附 則（抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。（経過措置）</p> <p>4 施行日から平成二十三年三月三十一日までの間における新規則第五十条の十一第一項の規定の適用については、「第一種管理化学物質取扱事業者」とあるのは、「第一種管理化学物質取扱事業者（常時使用する従業員の数が三百人以上である第一種管理化学物質取扱事業者に限る。）」とする。</p> <p>5 新規則第五十条の十一第一項の規定の適用については、当分の間、「事業所」とあるのは、「事業所（化学物質排出把握管理促進法施行令第三条第十三号に定める業種に属する事業所を除く。）」とする。</p> <p>6 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）第三条第十三号に定める業種に属する事業所を有する条例第八十一条の二十二第四項に規定する第一種管理化学物質取扱事業者に対する新規則第五十条の十五第二項の規定の適用については、当分の間、「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号、第三号及び第八号に掲げる事項」とする。</p> <p>附 則（抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二十三号の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。（経過措置）</p> <p>2 改正後の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第五十条の八及び別表第十八の九の規定は、平成二十二年以降において把握すべき大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）第八十一条の二十二第二項に規定する第一種管理化学物質（以下「第一種管理化学物質」という。）の同条例第八十一条の二十六第一項に規定する排出量等（以下「排出量等」という。）及び平成二十三年以降において届け出るべき第一種管理化学物質の排出量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき第一種管理化学物質の排出量等及び平成二十二年において届け出るべき第一種管理化学物質の排出量等については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正前の大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</p> |

別表第十八の十（第五十条の五関係）

- 一 エチレンジグリコールモノブチルエーテル
- 二 ギ酸
- 三 二クロロ一・三ブタジエン（別名クロロブレン）
- 四 クロロメチルメチルエーテル
- 五 酢酸ブチル
- 六 三塩化リン
- 七 シクロヘキサノン
- 八 シクロヘキサン
- 九 三・、三ジメトキシ一四・、四ジアミノビフェニル（別名ジアニシジン）
チオセミカルバジド
- 十 一・二・四・六トリアミノ一・三・五トリアジン（別名メラミン）
- 十一 三・五・五トリメチル一ニシクロヘキセン一オン（別名イソホロン）
- 十二 一ナフチルアミン
- 十三 二・、二・ニトリ台トリエタノール（別名トリエタノールアミン）
- 十四 一ブタノール
- 十五 二ブタノン（別名メチルエチルケトン）
- 十六 二フランメタノール（別名フルアルコール）
- 十七 メタノール（別名メチルアルコール）
- 十八 一メチル一四ニトロベンゼン（別名pニトロトルエン）
- 十九 四メチル一ニペンタノン（別名メチルイソブチルケトン）
- 二十 硫酸ジエチル
- 二十一 硫酸ジメチル
- 二十二 リン酸ジブチル
- 二十三 条例第十七条第二項に規定する揮発性有機化合物（事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものにあつては一気圧の状態で沸点が摂氏一五〇度以下であるものに限る。）

別表第十八の十一（第五十条の六関係）

- 一 アンモニア
- 二 一酸化窒素
- 三 一酸化二窒素
- 四 塩化アンモニウム
- 五 塩化水素
- 六 塩素
- 七 五塩化リン
- 八 五酸化二窒素
- 九 三酸化二窒素
- 十 四酸化二窒素
- 十一 硝酸
- 十二 二酸化窒素
- 十三 フッ素
- 十四 硫化水素
- 十五 硫酸
- 十六 リン酸